

## 芦屋町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成28年1月1日策定

芦屋町長 波多野 茂丸

本方針は、芦屋町における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために策定する。

### 1 特定個人情報の保護に関する考え方

芦屋町では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」（平成27年条例第29号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱います。また、番号法、番号利用条例及び芦屋町個人情報保護条例（平成17年芦屋町条例第31号。以下「個人情報保護条例」という。）では、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、芦屋町における管理体制及び管理規程、マニュアルを整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

### 2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

（法令遵守）

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 番号利用条例
- ・ 個人情報保護条例
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 芦屋町情報セキュリティポリシー

（安全管理措置）

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な利用、収集、保管、廃棄、目的外利用の禁止)

(3) 特定個人情報は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託及び再委託)

(4) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法及び個人情報保護条例に基づき芦屋町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

(5) 特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

### 3 本方針に関する問い合わせ先

芦屋町役場 総務課（庶務係） 電話番号093-223-3572